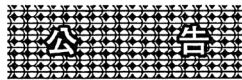


- 1 路線名 古屋敷境ノ沢線
- 2 供用を開始する区間
長野市中条日下野字城下62番の1地先から
長野市中条日下野字城下59番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年1月16日

道路管理課



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和7年1月16日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁舎清掃業務

(2) 役務の特質

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎をいう。以下同じ。）及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎及びその構内

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める申請書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、1年間の価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税額を除いた金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に延床面積3,000㎡以上の建物において同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課
電話 026-235-7079
- 4 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部財産活用課
電話 026-235-7045
- 5 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 申請書及び入札書の提出期限及び提出場所
ア 提出期限 令和7年3月3日(月) 午後5時
郵送により申請書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、令和7年3月3日(月) 午後5時必着とします。
イ 提出場所 4の場所
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和7年3月12日(水) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年2月17日(月) 午後5時までに、上記4の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
別記「長野県庁舎清掃業務委託に係る総合評価落札方式一般競争入札落札者決定基準」によります。ただし、本件入札は低入札価格調査制度を適用しますので、総合評価点の最も高い者となった場合であっても、必ずしも落札者とならない場合があります。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature of service to be procured:
Cleaning work for the Nagano Prefectural Government buildings
- (2) Contract duration:
From April 1, 2025 to March 31, 2027
- (3) Service location:
The Nagano Prefectural Government buildings and their premises
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570
Japan
- (4) Contact information:
Nagano Prefectural Government, General Affairs Department, Property Utilization Division
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570
Japan
Tel: +81-26-235-7045 (Japanese only)
- (5) Submission and mail-in submission (registered mail only):

Date and time: Must arrive by Monday, March 3, 2025, 5:00 p.m. (JST)

Location (mailing address): Nagano Prefectural Government

General Affairs Department

Property Utilization Division

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

(6) Bid opening:

Date and time: Wednesday, March 12, 2025, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, Conference Room 108

別記

長野県庁舎清掃業務委託に係る総合評価落札方式一般競争入札落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県庁舎清掃業務に係る総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格及び価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

(1) 入札者が提出した実績又は証明の内容及び入札価格について評価を行い、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。

ア 入札書が無効でないこと。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者（低入札価格調査において、仕様書等に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者のくじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

価格点	価格以外の評価項目及び評価点			合計
	技術評価	企業評価	小計	
90.0点	8.0点	2.0点	10.0点	100.0点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの財産活用課入札情報のページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

財産活用課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年1月16日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画下水道 茅野市公共下水道

2 縦覧場所

長野県環境部水道・生活排水課及び茅野市都市建設部水道課

水道・生活排水課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和7年1月16日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
上伊那郡宮田村	令和4年から令和5年まで	地籍簿及び地籍図	南割区、北割区の各一部	令和7年1月8日
木曾郡上松町	平成24年から平成26年まで	地籍簿及び地籍図	大字荻原の一部	令和7年1月8日
下伊那郡大鹿村	令和3年から令和4年まで	地籍簿及び地籍図	大字大河原の一部	令和7年1月8日
下伊那郡大鹿村	令和4年から令和5年まで	地籍簿及び地籍図	大字大河原の一部	令和7年1月8日

農地整備課

公告

県営東原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和7年1月16日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営東原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年1月17日から令和7年2月14日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所農林部農政課窓口

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和7年1月16日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

令和7年1月9日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

降旗正義

二級建築士 長野第14812号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課